

# 放射性物質に関する日本における食品の安全性確保



2020年1月

**農林水産省**

食料産業局 輸出促進課



## ■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）  
厚生労働省薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会、放射線審議会での議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）



## ■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）  
原子力災害対策本部において、地方自治体が策定する検査計画に対するガイドラインを策定  
（平成23年4月4日）



## ■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

## ■ 食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）



## ■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1か月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など



IAEA報告書(2018年6月版)は、「モニタリング方法や食品の放射能汚染に関する問題への対応は適切であると理解しており、フードサプライチェーンは関係当局による効果的コントロールの下にある」と、日本の取組みをポジティブに評価。

*“Monitoring foods, appropriate regulatory action and public communication are helping to maintain confidence in the safety of the food supply.”*

*“ Food restrictions continue to be revised and updated as necessary in line with the food monitoring results. This indicates the continued vigilance of the authorities in Japan and their commitment to protecting consumers and trade.”*

*“Based on the information that has been made available, the Joint FAO/IAEA Division understands that **the measures to monitor and respond to issues regarding radionuclide contamination of food are appropriate, and that the food supply chain is controlled effectively by the relevant authorities.***

(和訳)

- ・ 食品のモニタリング、適切な規制措置及び公表は、食料供給の安全性に対する信頼を維持する上で役立っている。
- ・ 食品のモニタリング結果に対応して、食品規制について必要な更新・改正が継続して行われている。これは、日本政府による継続的な警戒と、消費者や貿易の保護に対するコミットメントを示すものである。
- ・ これまでに入手できた情報に基づき、IAEA/FAO合同チームは、モニタリング方法や食品の放射性物質汚染に関する問題への対応は適切であり、フードサプライチェーンは関係当局により、効果的にコントロールされているものと理解している。

# 各国の食品の基準値について



核種	コーデックス	日本	EU	米国
追加線量の 上限設定値	1 mSv/年	1 mSv/年	1 mSv/年	5 mSv/年
放射性物質を 含む食品の 割合の仮定値	10%	50%	10%	30%
放射性 セシウム (Bq/kg)	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000 消費量の少ない食品 (Food consumed in small quantities) † 10,000	飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250 一般的でない食品 (Minor food) 12,500	全ての食品 1,200

† 消費量の少ない食品については、総食事量に占める割合が少ないため、総線量への追加量も少量であることから、コーデックスガイドライン基準値を10倍に増やすことができます(EUでは"Minor food"と呼ばれます)。

注: 食品中の放射性セシウムの日本の最大レベルは、90Srや239Puなどの事故によって放出された他の放射性核種も考慮して設定されています。

# 放射性セシウム(134Cs+137Cs)の食品モニタリング検査の結果

## 【コーデックスガイドラインの基準値(1,000Bq/kg)を超過した割合】

	2012年度 (4.2012-3.2013)		2013年度 (4.2013-3.2014)		2014年度 (4.2014-3.2015)		2015年度 (4.2015-3.2016)		2016年度 (4.2016-3.2017)		2017年度 (4.2017-3.2018)		2018年度 (4.2018-3.2019)	
	総数	超過割合 (%)	総数	超過割合 (%)	総数	超過割合 (%)	総数	超過割合 (%)	総数	超過割合 (%)	総数	超過割合 (%)	総数	超過割合 (%)
穀類	18,998	0 (0.00)	12,962	0 (0.00)	6,094	0 (0.00)	5,136	0 (0.00)	2,963	0 (0.00)	2,044	0 (0.00)	1,451	0 (0.00)
野菜	19,004	1 (0.01)	20,676	0 (0.00)	17,520	0 (0.00)	12,814	0 (0.00)	11,272	0 (0.00)	8,852	0 (0.00)	6,967	0 (0.00)
果実	5,635	0 (0.00)	5,331	0 (0.00)	4,147	0 (0.00)	3,374	0 (0.00)	2,712	0 (0.00)	1,996	0 (0.00)	1,577	0 (0.00)
牛肉	187,176	0 (0.00)	231,072	0 (0.00)	235,583	0 (0.00)	274,071	0 (0.00)	261,745	0 (0.00)	255,210	0 (0.00)	256,108	0 (0.00)
畜産物(肉・乳を除く)	2,148	0 (0.00)	2,265	0 (0.00)	1,834	0 (0.00)	1,544	0 (0.00)	1,432	0 (0.00)	1,196	0 (0.00)	915	0 (0.00)
牛乳・乳児用食品	5,215	0 (0.00)	4,973	0 (0.00)	4,461	0 (0.00)	3,666	0 (0.00)	3,207	0 (0.00)	2,552	0 (0.00)	1,917	0 (0.00)
茶・飲料水	1,674	0 (0.00)	1,140	0 (0.00)	804	0 (0.00)	636	0 (0.00)	557	0 (0.00)	497	0 (0.00)	401	0 (0.00)
加工食品	8,506	4 (0.05)	9,919	0 (0.00)	9,220	0 (0.00)	8,525	0 (0.00)	7,498	0 (0.00)	6,177	0 (0.00)	4,956	0 (0.00)
水産物(淡水魚は除く)	18,658	16 (0.09)	20,261	1 (0.00)	21,328	0 (0.00)	18,939	0 (0.00)	18,501	0 (0.00)	16,465	0 (0.00)	13,282	0 (0.00)
水産物(淡水魚)	3,343	1 (0.03)	3,394	0 (0.00)	3,251	0 (0.00)	2,385	0 (0.00)	2,149	0 (0.00)	2,054	0 (0.00)	2,113	0 (0.00)
栽培きのこ類	4,390	17 (0.39)	3,949	0 (0.00)	4,438	0 (0.00)	4,425	0 (0.00)	4,520	0 (0.00)	3,981	0 (0.00)	3,673	0 (0.00)
山菜・野生きのこ類	2,478	24 (0.97)	3,664	21 (0.57)	4,135	4 (0.10)	4,032	0 (0.00)	4,827	3 (0.06)	3,953	0 (0.00)	3,963	0 (0.00)
野生鳥獣肉	1,255	108 (8.61)	1,411	39 (2.76)	1,403	28 (2.00)	764	10 (1.31)	1,715	35 (2.04)	1,719	6 (0.35)	2,177	13 (0.60)
合計	278,480	171 (0.06)	321,017	61 (0.02)	314,218	32 (0.01)	340,311	10 (0.00)	323,098	38 (0.01)	306,696	6 (0.00)	299,500	13 (0.00)

備考: プレスリリース日ごとの“Levels of radioactive contaminants in foods tested in respective prefectures”の月次データに基づいて農林水産省が作成した表  
(MHLW [https://www.mhlw.go.jp/english/topics/2011eq/index\\_food\\_radioactive.html](https://www.mhlw.go.jp/english/topics/2011eq/index_food_radioactive.html))

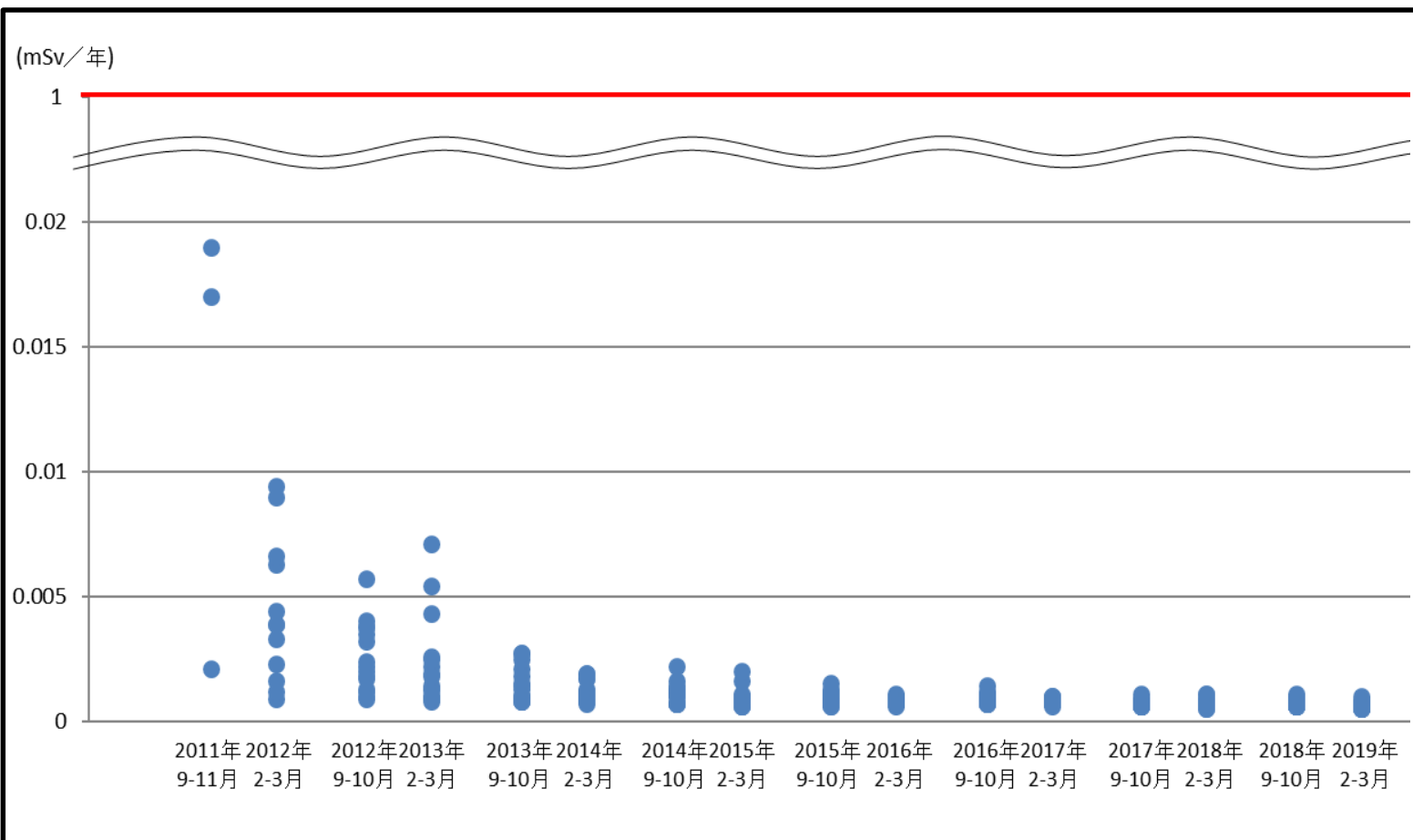
注1) 1,000Bq/kgを超える野生鳥獣肉(2016年度から2018年度まで)は、すべて出荷制限区域からサンプリングされたものであり、モニタリング目的でのみ検査されています(販売用ではありません)。

注2) 消費量の少ない食品にかかるコーデックスガイドラインの基準値10,000Bq/kgを用いた場合、山菜・野生きのこ類の超過割合(134Cs + 137Cs)は、6年以上(2013年5月以降)0.00%でした。また野生鳥獣肉の超過割合は、2017年4月から2018年3月の間、約0.1%(約1700サンプル中2(イノシシ))でしたが、翌年には超過したものではありませんでした。

# 日本の食品から受ける年間の放射線量



年2回のマーケットバスケット調査によると、食品中の放射性セシウムからの実効線量は、コーデックスが指標としている1 mSv /年をはるかに下回ると推定されます(2019年2~3月には0.0005~0.0010 mSv /年)。総摂取量に占める日本食の割合を考慮すると、外国の消費者にとってはその影響は著しく低いものとなっております。



1mSv/年  
(コーデックス指標、公衆の安全のために推奨されるレベル)

10時間飛行機に乗っていた場合、約0.03mSvの宇宙からの放射線を受けます。\*



\* <http://www.unscear.org/unscear/en/faq.html>

15のモニタリング地区における、放射性セシウム放出の状況 ( $^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$ ) (2012年9月以降)

注:東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来して、食品中の放射性物質から長期的に受ける線量の大半は、放射性セシウムによるものとされています。

出典: [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000205937\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000205937_00006.html)

# 原発事故による食品等の輸入規制を撤廃した国・地域



原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた54の国・地域のうち、34の国・地域で撤廃。

撤廃の年月	国・地域
2011年	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ
2012年	メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア
2013年	マレーシア、エクアドル、ベトナム
2014年	イラク、オーストラリア
2015年	タイ（一部の野生動物肉を除く）、ボリビア
2016年	インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス
2017年	カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン
2018年	トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン
2019年 3月	バーレーン
6月	コンゴ民主共和国
10月	ブルネイ
2020年 1月	フィリピン

注 2020年1月8日現在。